内閣衆質一一三第三号

昭和六十三年八月三十日

国 務 大 臣 内閣総理大臣臨時代理

宮 澤

喜

議 院 議 長 原 健 三 郎 殿

衆

衆議院議員三野優美君提出瀬戸大橋の管理運営に関する質問に対し、 別紙答弁書を送付する。

衆 議 院 議 員 Ξ 野 優 美 君提 出 瀬 戸 大橋 の管 理 運 堂営に 関 す る質 問 に対す る答 弁 書

一の1について

本 州 兀 玉 連 絡 橋 (児島 ・坂出 ルート) については、 本州四 国連絡橋公団 (以下「公団」という。)

が 昭 和五十三年五 月に本州四 玉]連絡 橋 (児 島 坂 出 ル <u>ا</u> ب 環境影響 評 価 書 (以下「評 価 書」 とい

う。) を策定したところであるが、 評 価 書に お いて は、 近傍に お ける既設鉄 道 (在 来 線 規 格 0 騒

音 レ ベ ル を 勘 案 し、 音 源 対 策 を 講 ずることに ょ り 達 成 す × き環境 保 全 目 標として つ り 橋 等 長 大

橋 り ょ う 区 間 12 お 1 7 は 八 + 五. ホ ン、 そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 区 間 に お 1 て は 八 + ホ ン 0 騒 音 V べ ル を 定 め、

さら に、 開 業 時 ま で に これ 5 をそ れ ぞ れ 五. ホ ン 程 度 軽 減することを 目 標 とし 7 公 寸 に お 7 7 努

力することとしている。

新 幹線鉄道につい ては、 新幹線鉄道騒音に係る環境基準につい て (昭和五 十年環境庁告示第

十六号) に よ か、 昭 和 五. + 年 七 月 に新 幹 線 鉄 道 騒 音 に 係 る環境 基 準 が 告示 され て V) る が、

兀

 \mathcal{O} 環 境 基 準 値 は 音 源 対 策 \mathcal{O} ほ か に 総 合 的 な 施 策 を 講 Γ 7 達 成す ること が 可 能 と な る 基 準 値と

て 定めら れ て 7 る ŧ \mathcal{O} で あり、 前 述 \bigcirc 評 価 書 に お け る数値 とは 性 格を異に するも ので あ る。

の2について

平 均 値 を 用 ζ) て鉄道 騒音を評価する方法は、 従来から採用されてきており、 公団が用 ζ,\ 、 た 評

価方法は不適切なものではないと考えている。

の3について

長 大 な 0 り 橋 等 \mathcal{O} 大 規 模 な 橋 り ように あ 0 て は、 自 重 を 軽 減 す る た め に 材 料 とし て 鋼 材 を 使

用 す る 必 要 が あること、 耐 風 安 定 性 |を考: 慮 す る必要 が あること等 から一 般に 音 源 対 策 は カン な り

制約されると考える。

の4について

そ

公 寸 で は 下 津 井 瀬 戸 大 橋 櫃 石 島 橋 岩 黒 島 橋 及 び 北 備 讃 瀬 戸 大 橋 に お 7) て、 新 吸 音 材 \mathcal{O}

取 付 け 等 \mathcal{O} 防 音 工 事 を 施 工 中 で あ り、 完 成 予 定 時 期 は 下 津 井 瀬 戸 大 橋 に つ 7 7 は 昭 和 六 十 三 年

九 月、 そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 橋 ŋ ょ らうに 0 **V** > 7 は 同 年 + 月 で あ る が、 大 規 模 な 橋 りよ うに お け る か か る 防 音

工事 は 前 例 \mathcal{O} な 7 騒 音 対 策であ るため、 当 該 工事による騒音低下 予想数値を明示 す ることは困

難であると聞いている。

の5について

騒 音 対 策 とし て 列 車 \mathcal{O} 減 速 運 転 及 び そ れ に ・伴うダ 1 ヤ 改 正 を行うことは、 大 量 高 速 交 通 機 関

7 \mathcal{O} 鉄 道 \mathcal{O} 役 割 を 損 な うこと に な る た め、 基 本 的 に は 列 車 \mathcal{O} 円 滑 な 運 行 を 保 5 0 つ、 騒

音対策を行うべきであると考えている。

の6について

騒 音 対策 を進める上で音源対策が最も基本的な施策であるので、 引き続き技術開 発を進め、

そ 0) 成 果を効果的 に活用することにより 音 源 対 策を推 進するよう公団 一等に . 対 L 指 導 L て **,** \ きた

1 と考 え る が、 当 面 実 施 可 能 な音 源 対 策 を講 じ て も努 力 目 標 を 達 成 することが 困 難 な 場 合 に

は、 政 府として も更に · 適 切 に 公団等を指導 してまいりたいと考えてい . る。

二について

瀬 戸 中 -央自 動 軍道 の料 金は、 道路整備特 別措置法 (昭和三十一年法律第七号) 及び道路整備特

別措 置 法 施 行 令 昭昭 和三十一 年政令第三百十九号) に基づいて定められてお り、 料金体系 0 見 直

しは考えていない。